

平成 29 年第 1 回
紀南環境広域施設組合議会定例会会議録（第 1 号）
平成 29 年 2 月 21 日（火曜日）

○議事日程（第 1 号）

平成 29 年 2 月 21 日（火曜日）午後 1 時 28 分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 1 定報告第 1 号 専決処分事項について
- 第 4 1 定議案第 1 号 土地の取得について
- 第 5 1 定議案第 2 号 平成 28 年度紀南環境広域施設組合一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 1 定議案第 3 号 平成 29 年度紀南環境広域施設組合一般会計予算
- 第 7 1 定議案第 4 号 西牟婁郡公平委員会規約の廃止について
- 第 8 1 定議案第 5 号 和歌山県と紀南環境広域施設組合の公平委員会に関する事務の委託について
- 第 9 1 定議案第 6 号 紀南環境広域施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 9 まで

15 番 山 本 明 生 君

16 番 畑 山 豊 君

17 番 岡 本 克 敏 君

18 番 大 竹 繁 和 君

19 番 荒 尾 典 男 君

20 番 中 岩 和 子 君

21 番 山 本 真 一 郎 君

23 番 大 屋 一 成 君

24 番 淡 佐 口 幸 男 君

25 番 仲 江 孝 丸 君

○議員定数 26 名

○欠 員 0 名

○出席議員の氏名（23 名）

議席番号	氏 名
1 番	安 達 克 典 君
2 番	橘 智 史 君
3 番	塚 寿 雄 君
4 番	出 水 豊 数 君
5 番	宮 本 正 信 君
6 番	陸 平 輝 昭 君
7 番	山 口 進 君
9 番	松 畑 玄 君
10 番	辻 本 宏 君
11 番	北 谷 清 治 君
12 番	竹 本 栄 次 君
13 番	溝 口 耕 太 郎 君
14 番	辻 成 紀 君

○欠席議員（3 名）

8 番 吉 田 克 己 君

22 番 山 下 雅 久 君

26 番 沼 谷 美 次 君

○説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名
管 理 者	真 砂 充 敏 君
副 管 理 者	田 岡 実 千 年 君
副 管 理 者	小 谷 芳 正 君

副 管 理 者	小 出 隆 道 君
副 管 理 者	西 前 啓 市 君
副 管 理 者	田 嶋 勝 正 君
白 浜 町 副 町 長	林 一 勝 君
す さ み 町 副 町 長	坂 口 唯 之 君
那 智 勝 浦 町 副 町 長	植 地 篤 延 君
太 地 町 副 町 長	漁 野 伸 一 君
会 計 管 理 者	福 田 文 君
事 務 局 長	小 郷 彰 豊 君
事 務 局 次 長	中 芝 哲 也 君
計 画 推 進 係 長	廣 田 剛 君
計 画 推 進 係 企 画 員	狼 谷 慎 一 君
総 務 管 理 係 企 画 員	尾 崎 秀 明 君
計 画 推 進 係 主 査	谷 本 俊 英 君
田 辺 市 市 民 環 境 部 長	小 川 鏡 君
新 宮 市 生 活 環 境 課 長	岩 崎 誠 剛 君
み な べ 町 生 活 環 境 課 長	西 口 文 治 君
白 浜 町 清 掃 セ ン タ ー 長	和 田 敏 昌 君
上 富 田 町 住 民 生 活 課 長	原 宗 男 君
那 智 勝 浦 町 住 民 副 課 長	三 隅 祐 治 君
太 地 町 住 民 福 祉 課 長	森 尾 伸 君
古 座 川 町 税 務 住 民 課 長	谷 口 智 信 君
串 本 町 住 民 課 長	西 山 清 志 君

○書記出席者

書 記 田 上 文 啓 君

午後 1時28分 開 会

○副議長（辻本宏君）

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は23名であります。

地方自治法第113条の規定による定足数がありますので、ただいまから本日招集の平成29年第1回紀南環境広域施設組合議会定例会を開会いたします。

8番 吉田克己君、22番 山下雅久君、26番 沼谷美次君、から欠席の届け出がありましたので、御報告いたします。

なお、ただいまの報告の通り、議長が欠席さ

れましたので、地方自治法第106条第1項の規定に従い、本日、副議長の私が議長の職務を務めさせていただきます。

本日の議事を滞りなく進めたいと思いますので、どうか御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長（辻本宏君）

それでは、日程に先立ち、管理者から本定例会の招集挨拶のため、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

議長。番外管理者、真砂。

定例会開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、平成29年第1回定例会を招集しましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私にわたり、御多忙な中、御参集いただき、まことにありがとうございます。

さて、本組合における処分場建設に係る事業用地を取得するための用地交渉の状況でございますが、先の定例会の後、また新たに交渉を終えた方がいらっしゃるなど、徐々に前進してきています。

しかしながら、まだ全ての方々との交渉終結とまでは至っていないため、現在も引き続き、交渉に取り組んでいるといった状況ですが、事業用地の取得は、建設工事に着手するうえで、当然通過しなければならない行程であるとともに、最後と言っても過言でないほど大事な仕上げのところであると考えてございます。

そうしたことから、本組合としましては、処分場の建設具現化のため、残る用地の取得に向けて、鋭意、交渉に取り組んでいるところでありまして、何とぞ、議員の皆様方におかれましては、今後とも、より一層の御理解と御協力のほどよろしくお願い申し上げたいと存じます。

なお、結びとなりましたが、本日は専決処分

事項の承認のほか、議案といたしましては条例に関するもの1件、予算に関するもの2件、その他3件の合計7件について、それぞれ、御審議をお願いするものでございます。

御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○副議長（辻本宏君）

それでは、お手元に配付の日程により、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○副議長（辻本宏君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
組合議会会議規則第104条の規定により、本定例会の会議録署名人として、12番 竹本栄次君、23番 大屋一成君、以上、2人の諸君を、また、会議録署名議員の予備議員として、13番 溝口耕太郎君、24番 淡佐口幸男君、以上、2人の諸君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○副議長（辻本宏君）

次に、日程第2 会期の決定についてを上程いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間といたします。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（辻本宏君）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3 1定報告第1号 専決処分事項について

○副議長（辻本宏君）

続いて、日程第3 1定報告第1号 専決処分事項についてを上程いたします。

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

議長。番外管理者、真砂。

1定報告第1号 専決処分事項につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定により、これを報告し、御承認をお願いするものです。

内容は、二つございまして、まず、「紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」と、それに、「地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児、又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」であります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○副議長（辻本宏君）

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

はい、議長。番外局長、小郷。

それでは、補足説明をさせていただきます。

議案書の1ページ目をお願いします。

まず、専決処分事項はそこに列記のとおり二

つてございますが、うち、まず一つ目の「紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、次の2ページから6ページに掛けてでございます。

2ページ目をお開きください。

本件につきましては、平成28年8月の人事院勧告による国家公務員の給与改定等に準じて、職員の給料月額及び勤勉手当に係る支給割合を改定するものであります。

平成28年の人事院勧告の要点といたしましては、民間給与との較差を埋めるため、月例給において俸給表の水準を引き上げるほか、特別給の勤勉手当においても0.1ヶ月分引き上げるものとなっております。本組合におきましても、国の人事院勧告に準じて職員の給与を改定したものであります。

具体的な改正内容としましては、給料月額を平均0.2%引き上げるため、2ページから5ページに掛けての別表第1である行政職給料表のとおり改定するとともに、勤勉手当につきましても0.1ヶ月分引き上げ、年間4.3ヶ月分とするものです。

続きまして、7ページを御覧ください。

これが、二つ目の「地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児、又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」でありまして、9ページに掛けてでございます。

本件につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が、平成28年12月2日公布されたことに伴い、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、民間及び人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じて、地方公務員の育児支援・介護支援に係る規定の改正を行うものであります。

具体的には、育児休業等の対象となる子の範

囲の見直し及び介護休暇の分割取得、介護時間の新設等を図るほか、所要の改正を行うものであります。

これら、専決処分事項の二件につきましては、本組合におきましても構成団体並びに類似の一部事務組合の改正状況及び基準日までに施行する必要がありましたので、それぞれ、平成28年12月20日付で管理者による専決処分を行ったものであります。

以上をもちまして、専決処分事項の補足説明を終わらせていただきます。

御承認賜りますよう、どうぞよろしくお願いたします。

○副議長（辻本宏君）

説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（辻本宏君）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（辻本宏君）

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

1 定報告第1号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（辻本宏君）

異議なしと認めます。

よって、1 定報告第1号は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第4 1定議案第1号 土地の取得について

○副議長（辻本宏君）

続いて、日程第4 1定議案第1号 土地の取得についてを上程いたします。

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

議長。番外管理者、真砂。

1定議案第1号 土地の取得については、紀南環境広域施設組合議会の議決に付さなければならぬ契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、事務局長から説明いたさせますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（辻本宏君）

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

はい、議長。番外局長、小郷。

議案書の10ページでございます。

1定議案第1号 土地の取得についてでございますが、ご承知のとおり、本組合では一昨年の5月から事業用地としての土地を取得するため、用地交渉に取り組んでいます。

そして、これまでの間、全地権者54人と1法人のうち、42人と1法人方との交渉を終え、併せてその土地の取得について、本組合条例に従い、議会の議決を受けて参った次第です。

そうした経緯から、あと残るは12人となったなか、本日上程いたしましたのは、先の定例会

の後、交渉が終わりました、お二人の方の分でございます。

その分に係る土地の場所や面積などに関しましては、ただいまお開きの10ページに1～4として列記のとおりであり、よろしく願い申し上げます。

なお、この議決を受けますと、全地権者のうち、約8割以上となる44人と1法人との交渉を終えたこととなります。

そうしますと、あと残るは10人となりますが、現在も引き続き、その方々とは交渉中であります。

そのため、時期などは断言できませんが、一定、事業への御理解は得られているものと考えているため、可及的速やかに交渉が調いますよう、鋭意、努めているところであり、今後交渉が調い次第、本日同様、上程して参りたいと考えておりますので、御理解のほど併せてよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○副議長（辻本宏君）

説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（辻本宏君）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（辻本宏君）

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

1定議案第1号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（辻本宏君）

異議なしと認めます。

よって、1定議案第1号は、可決いたしました。

日程第5 1定議案第2号 平成28年度紀南環境広域施設組合一般会計補正予算（第1号）

○副議長（辻本宏君）

続いて、日程第5 1定議案第2号 平成28年度紀南環境広域施設組合一般会計補正予算（第1号）を上程いたします。

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

議長。番外管理者、真砂。

1定議案第2号 平成28年度紀南環境広域施設組合一般会計補正予算（第1号）につきまして、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

一般会計補正予算は、既定予算に歳入歳出それぞれ1億8,148万7千円を減額し、歳入歳出それぞれ1億4,568万3千円とする補正予算を行うものです。

詳細につきましては、事務局長から説明いたさせますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（辻本宏君）

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

はい、議長。番外局長、小郷。

1定議案第2号につきまして、補足説明をさ

せていただきます。

議案書は12ページでございます。

まず、今回の補正予算の概要から申し上げますと、先の議案第1号のとおり、事業用地としての土地の取得が一部となったため、それに伴いおのずと生じて参ります平成28年度一般会計予算のうち、公有財産購入費等並びに関連する構成市町の負担金や県補助金などの不用額について、減額をお願いするための補正予算でございます。

この減額は、本組合事業に係る予算につきましては、県補助金も充当しているなか、県補助金は基本的に繰り越し処理ができないため、一旦、減額を行なうものであります。

なお、事業用地として残る土地の取得などに要する公有財産購入費等につきましては、この後御審議いただく平成29年度一般会計予算にて、再び計上させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げたいと存じます。

それでは、議案書の12ページに戻りますが、1定議案第2号 平成28年度紀南環境広域施設組合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,148万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,568万3千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

各款項ごとの補正額は、第1表 歳入歳出予算補正として、次のページに掲載しておりますので御説明いたします。

では、13ページでございます。

まず、歳入でございますが、1款 分担金及び負担金 1項 負担金について、補正前の額が3億1,365万6千円で、補正額がマイナス1億7,241万2千円のため、計1億4,124万4千円となります。

2款 県支出金 1項 県補助金について、補正前の額が657万4千円で、補正額がマイナス453万7千円のため、計203万7千円となります。

4款 繰入金 1項 基金繰入金については、補正前の額が657万7千円で、補正額がマイナス453万8千円のため、計203万9千円です。

したがって、歳入合計は補正前の額3億2,717万円に補正額1億8,148万7千円を減額した計1億4,568万3千円となります。

そして、その下の歳出でございますが、3款衛生費 1項 清掃費について、補正前の額が3億ころんで291万2千円で、補正額がマイナス1億8,148万7千円のため、計1億2,142万5千円です。

したがって、歳出合計としましては補正前の額3億2,717万円に補正額1億8,148万7千円を減額しました計1億4,568万3千円となります。

続きまして、14ページをお願いします。

歳入につきまして、御説明いたします。

1歳入 1款 分担金及び負担金 1項 負担金 1目負担金 2節 衛生費負担金につきましては、ごみ量割100%で構成市町の負担金を算出しているものでございますが、公有財産購入費等による不用額に伴い、マイナス1億7,241万2千円を計上しているものでございます。

次に、2款 県支出金 1項 県補助金 1目 衛生費県補助金 1節 清掃費補助金、マイナス453万7千円につきましては、このたび減額となる衛生費に係る県からの補助金でありまして、今回、公有財産購入費等を減額することにより、今年度に要する廃棄物処理施設整備等事業費補助金も併せて減額となるものであります。

更に、15ページを御覧ください。

4款 繰入金につきましては、本事業に係る経費のうち産業界負担分として、一旦、県が負

担し、一括交付のもと、本組合で基金として造成しました廃棄物最終処分場運営適正化基金から、調査や公有財産購入など、いわゆる、処分場整備事業に要する経費に一部充当するため、取り崩す経費でございますが、前述同様、このたびの減額に伴い、マイナス453万8千円を計上しているものであります。

以上が歳入でありまして、続いて歳出を御説明いたします。

次の16ページでございます。

3款 衛生費 1項 清掃費 1目 広域最終処分場整備事業費 17節 公有財産購入費におけるマイナス9,385万7千円につきましては、冒頭、概要の中でも御説明しましたように、事業用地としての土地の取得が一部となったため、生じて参りました公有財産購入費の不用額について、一旦、減額するものでございます。

加えて、22節補償補填及び賠償金のマイナス8,763万円につきましても、前述土地の取得に伴い生じる樹木補償などに係る不用額について、一旦、減額するものでございます。

以上で、1定議案第2号の補足説明を終わらせていただきます。

どうか、よろしく御願いいたします。

○副議長（辻本宏君）

説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（辻本宏君）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（辻本宏君）

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

1 定議案第 2 号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（辻本宏君）

異議なしと認めます。

よって、1 定議案第 2 号は、可決いたしました。

日程第 6 1 定議案第 3 号 平成 29 年度紀南環境広域施設組合一般会計予算

○副議長（辻本宏君）

続いて、日程第 6 1 定議案第 3 号 平成 29 年度紀南環境広域施設組合一般会計予算を上程いたします。

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

議長。番外管理者、真砂。

1 定議案第 3 号 平成 29 年度紀南環境広域施設組合一般会計予算につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

一般会計の歳入歳出予算総額は、それぞれ 2 億 5,121 万 8 千円でございます。

詳細につきましては、事務局長から説明いたさせますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（辻本宏君）

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

はい、議長。番外局長、小郷。

それでは、補足説明をさせていただきます。

議案書の 17 ページをお願いします。

平成 29 年度紀南環境広域施設組合一般会計予算につきまして御説明いたします。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 5,121 万 8 千円に定めるものでございます。

歳入及び歳出予算の内容につきましては、次の 18 ページに款項ごとに計上しています。

後ほど詳しく御説明いたしますが、本年度予算の概要を申し上げますと、通常の人件費や事務所経費とは別に、先の議案第 1 号はじめ、第 2 号に伴い、広域廃棄物最終処分場建設における事業用地として、前年度において未取得となっている土地の取得などに要する公有財産購入費等についての予算を計上させていただいているものであります。

そこで、前年度予算額と比較しますと相当額の減額となっております。

一旦、ここではその減額合計のみの説明とさせていただきますますが、次の 19 ページから 20 ページに掛けての歳入歳出予算事項別明細書の総括に記すとおり、前年度予算額と比較しまして、本年度予算額は 7,595 万 2 千円の減となっております。

それでは、歳入から御説明いたしますので、21 ページをお願いします。

まず、分担金及び負担金につきましては、総務費負担金として 2,430 万 5 千円、衛生費負担金として 2 億 1,726 万 3 千円を計上しております。

総務費負担金につきましては、歳出の議会費、総務費、予備費に関する経費を均等割 5%、ごみ量割 95%で構成市町の負担金といたしております。

また、衛生費負担金につきましては、歳出の衛生費に関する経費をごみ量割 100%で構成市町の負担金といたしております。

よって、本年度における負担金の総額は 2 億 4,156 万 8 千円となり、前年度より 7,208 万 8 千円減となっております。

続いて、22 ページをお願いします。

まず、県支出金でございますが、465 万 9 千円を計上しております。

これは、県からの廃棄物処理施設整備等事業費補助金であり、前年度と比較しまして 191 万 5 千円減となっております。

次に、財産収入でございますが、32 万 8 千円を計上しております。これは、財団法人紀南環境整備公社からの寄附金に基づく施設整備事業基金積立金及び前年度に県から一旦、産業界負担分として本組合に対し処分場整備事業に要する経費として一括交付され、基金として造成しました廃棄物最終処分場運営適正化基金の積立による利息分の収入でありまして、前年度と比較して 3 万 4 千円減となっております。

続いて、繰入金につきましては、次の 23 ページにまたがっておりますが、466 万 2 千円を計上しております。

これは、本年度における公有財産購入など処分場整備事業に要する経費の一部として充当するため、廃棄物最終処分場運営適正化基金から取り崩すための経費であります。前年度と比較して 191 万 5 千円減となっております。

続いての諸収入につきましては、臨時職員の雇用保険料自己負担分を受け入れるもので、前年度同様 1 千円を計上しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

24 ページをお願いします。

まず、議会費でございますが、議員報酬や議会活動及び運営に要する経費として 62 万 2 千円を計上しております。

前年度予算額は 61 万 3 千円でありましたので、比較すると 9 千円増となっております。

続いて、同じくその 24 ページの真ん中付近から次の 25 ページに掛けての総務費でございます。

本年度予算額は 2,287 万円で、これは組合執行機関である正副管理者などに係る報酬のほか、人件費や事務費などの経費を計上している

ものでございます。

前年度予算額は 2,264 万 5 千円でありましたので、比較すると 22 万 5 千円増となっております。

その主な理由としまして、情報セキュリティ強化や地方公会計の整備に係るシステム変更に伴って、新たに保守委託料や電子計算機借料を計上していることが要因でございます。

続いて、おめくりください。次の 26 ページから 27 ページにかけての衛生費でございます。

本年度予算額は 2 億 2,672 万 6 千円で、これは人件費や事務費のほか、広域廃棄物最終処分場建設における事業用地として、前年度において未取得となっている土地の取得などに要する公有財産購入費等についての費用を計上しているものでございます。

前年度予算額は 3 億ころんで 291 万 2 千円でありましたので、7,618 万 6 千円の減となっております。

その主な理由としまして、事業用地の取得に要する公有財産購入費並びにその用地に点在する樹木や物件などの補償補填及び賠償金が減額となっていることが要因でございます。

続いて、予備費でございますが、前年度と同額の 100 万円を計上してございます。

そして、最後に次の 28 ページから 31 ページに掛けては、給与費明細書を記載させていただいています。

恐れ入りますが、説明は割愛させていただきますので、御了承のほどお願いいたします。

以上で、平成 29 年度紀南環境広域施設組合一般会計予算についての補足説明を終わらせていただきます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

○副議長（辻本宏君）

説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○副議長（辻本宏君）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（辻本宏君）

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

1 定議案第 3 号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（辻本宏君）

異議なしと認めます。

よって、1 定議案第 3 号は、可決いたしました。

日程第 7 1 定議案第 4 号 西牟婁郡公平委員会規約の廃止について

○副議長（辻本宏君）

続いて、日程第 7 1 定議案第 4 号 西牟婁郡公平委員会規約の廃止についてを上程いたします。

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

議長。番外管理者、真砂。

1 定議案第 4 号 西牟婁郡公平委員会規約の廃止につきましては、地方自治法第 292 条において準用する同法第 252 条の 7 第 2 項の規定により、西牟婁郡公平委員会の共同設置を廃止するため、西牟婁郡公平委員会規約を廃止する規約を定めることについて、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、事務局長から説明いたさせますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（辻本宏君）

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

はい、議長。番外局長、小郷。

1 定議案第 4 号についての補足説明をさせていただきます。

議案書の 32 ページをお願いいたします。

初めに、西牟婁郡公平委員会につきましては、地方公務員法第 7 条第 4 項の規定に基づき、公平委員会を共同で設置しているもので、本組合も組合設立当時から加入させていただいているところであります。

この共同設置する地方公共団体における地方公務員法第 8 条第 2 項に規定する事務、すなわち公平委員会の事務を、次の議案第 5 号で上程しているとおり、同法第 7 条第 4 項の規定により和歌山県の人事委員会に委託することに伴い、西牟婁郡公平委員会の共同設置について、来る平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止するためのものであります。

なお、廃止する規約につきましては、次の 33 ページに記載のとおりでございます。

以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○副議長（辻本宏君）

説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（辻本宏君）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長（辻本宏君）

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

1 定議案第 4 号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（辻本宏君）

異議なしと認めます。

よって、1 定議案第 4 号は、可決しました。

日程第 8 1 定議案第 5 号 和歌山県と紀南環境広域施設組合の公平委員会に関する事務の委託について

○副議長（辻本宏君）

続いて、日程第 8 1 定議案第 5 号 和歌山県と紀南環境広域施設組合の公平委員会に関する事務の委託についてを上程いたします。

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

議長。番外管理者、真砂。

1 定議案第 5 号 和歌山県と紀南環境広域施設組合の公平委員会に関する事務の委託につきましては、地方公務員法に定める公平委員会の事務を和歌山県に委託することについて、地方自治法第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、事務局長から説明いたさせますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（辻本宏君）

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

はい、議長。番外局長、小郷。

1 定議案第 5 号についての補足説明をさせていただきます。

議案書の 34 ページをお願いいたします。

和歌山県と紀南環境広域施設組合の公平委員会に関する事務の委託についてでございますが、これは先の議案第 4 号に関連し、生じて参る案件でございます。

具体的に申しますと、現在、共同設置している西牟婁郡公平委員会に関する事務を、更なる行政コストの低減や効率化を図る観点から、和歌山県の人事委員会に委託するものであります。

なお、管理及び執行の方法や経費の負担などの規約につきましては、次の 35 ページに記すとおりでありまして、この規約の施行日は、来る平成 29 年 4 月 1 日と予定しているものであります。

以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○副議長（辻本宏君）

説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長（辻本宏君）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長（辻本宏君）

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

1 定議案第 5 号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（辻本宏君）

異議なしと認めます。

よって、1 定議案第 5 号は、可決しました。

日程第 9 1 定議案第 6 号 紀南環境広域施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

○副議長（辻本宏君）

続いて、日程第 9 1 定議案第 6 号 紀南環境広域施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

議長。番外管理者、真砂。

1 定議案第 6 号 紀南環境広域施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、事務局長から説明いたさせますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（辻本宏君）

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

はい、議長。番外局長、小郷。

1 定議案第 6 号についての補足説明をさせていただきます。

議案書の 36 ページをお願いします。

紀南環境広域施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてであります。

本件につきましては、先の議案第 5 号に関連して、地方公務員法に定める公平委員会の事務を和歌山県の人事委員会に委託することに伴い、所要の改正を行うものであります。

具体的な改正内容としましては、公平委員会の報告に関する第 4 条及び第 5 条の規定を和歌山県条例に対応するものとするため、37 ページに記載しているとおりに一部改正するものであります。

なお、来る平成 29 年 4 月 1 日からの公平委員会への事務委託に伴い、改正のうえ、同日付で施行したいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと存じます。

以上でございます。

○副議長（辻本宏君）

説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（辻本宏君）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（辻本宏君）

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

1 定議案第 6 号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（辻本宏君）

異議なしと認めます。

よって、1定議案第6号は、可決しました。

他に、発言その他ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（辻本宏君）

それでは、これをもって、平成29年第1回紀南環境広域施設組合議会定例会を閉会いたします。

皆様方、どうも御苦労さまでした。

閉 議

○副議長（辻本宏君）

以上をもって、本定例会に付議されました議案は、すべて議了いたしました。

午後 2時05分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年2月21日

紀南環境広域施設組合

議 長 吉 田 克 己

副議長 辻 本 宏

議 員 竹 本 栄 次

議 員 大 屋 一 成